

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練の実施		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度・平成24年度終了		担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久			
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第1項		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間 平成20年度～平成24年度)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校(以下「一般校」という。)において、障害者の受入れを促進し、職業訓練におけるノーマライゼーションの推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般校において、知的障害者・発達障害者等を対象とした専門の訓練コースを設けて職業訓練を行う3年間のモデル事業を実施。なお、モデル事業は平成23年度で終了しており、平成24年度はモデル事業を実施した都道府県において、そのノウハウを都道府県内の他の一般校等に普及する事業を実施。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	141	68	20	-	-	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	141	68	20	-	-		
	執行額	89	46	3				
執行率(%)	63.1	67.6	15.0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	訓練受講者の就職率 60%		成果実績	%	61.8	81.6	-	-
			達成度	%	103.0	136.0	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	訓練受講者数		活動実績 (当初見込み)	人	96 (125)	50 (60)	- (-)	- (-)
単位当たりコスト	2,815,589(円/1都道府県)		算出根拠	平成24年度執行額(2,815,589円)/平成24年度事業実施都道府県数(1都道府県)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	-	-	-	-				
	計							

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。また、雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であり、必要な職業能力開発機会を確保する上で必要な本事業に国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、障害者の職業能力開発機会の拡充を図るため、国が都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となって推進しているものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの就職を希望する知的障害者・発達障害者等が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには、訓練機会の確保が重要であることから、本事業は優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	職業能力開発促進法第16条に基づき都道府県が職業能力開発校を設置しており、支出先を都道府県とすることは妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	会議開催に係る経費及びノウハウを普及させるための職業訓練普及促進員の設置に必要な経費として妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	会議開催に係る経費やノウハウを普及させるための職業訓練普及促進員の設置などの必要経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	前提となるモデル事業が円滑に実施されたことに伴いノウハウ普及事業が前倒し実施されたこと等により、本事業を実施する道県数が減少したため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	ノウハウを普及するために報告書等が活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度で事業終了					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
備考						
平成21年11月の行政刷新会議においてモデル事業が横断的見直しの対象となったため、本事業の必要性、効果等を厳格に検証した結果、平成24年度で事業を終了することとした。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	378	平成23年	341	平成24年	294

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
3百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導



随意契約・委託

A. 都道府県(1県)  
3百万円

- 発達障害者訓練ノウハウの普及事業
- ・障害者職業訓練普及促進検討会議等の開催

資金の流れ  
(資金の受け取り  
先が何を行っている  
かについて補足  
する)(単位:百万  
円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 石川県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	報告書、資料作成費等	0.4			
諸経費	職業訓練普及促進員への謝金、旅費等	2.2			
消費税		0.1			
計		3	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石川県	発達障害者に対する訓練ノウハウ普及事業の実施	3	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					